

宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 令和3年11月16日(火) 午後6時 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

会 議 日 程

- 日程第1** 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 報告
日程第4 議案第17号 令和3年度宇治市教育委員会の所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を作成するについて
日程第5 議案第18号 令和3年12月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

教 育 長 岸 本 文 子
(教育委員)

教育長職務代理者 加 賀 爪 毅
委 員 中 筋 斉 子
委 員 小 山 栄 子
委 員 左 聡 一 郎

(出席職員職氏名)

部 長	伊 賀 和 彦	副 部 長	上 道 貴 志
教育支援センター長	林 口 泰 之	教育総務課長	栗 田 益 典
生涯学習課長	齊 藤 政 也	中央図書館長	安 田 美 樹
教育総務課副課長	吉 川 貴 之	生涯学習課副課長	渡 邊 聖 介
学校管理課副課長	佐 藤 勇 宏	学校教育課副課長	藤 田 祥 尚
中央図書館主幹	藤 井 健		

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長 北 池 頭 子 教育総務課主任 前 田 圭 祐

開 会 (午後6時)

○**開会宣言** 教育長が11月教育委員会定例会議の開会を宣言する。

○**日程第1** 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、左委員を指名する。

○**日程第2** 会期について

教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

○**日程第3** 報告

- (1) 令和3年決算特別委員会について(部局別審査：11月2日・実地調査：11月11日・総括質疑：11月16日)
- (2) 令和4年度教職員人事異動方針及び実施要綱について
- (3) 第2次宇治市教育振興基本計画(初案)について
- (4) 宇治市子どもの読書活動推進計画(第三次推進計画)(初案)について
- (5) 第2次宇治市図書館事業計画(初案)について
- (6) 「要望書」等について
- (7) 宇治市教育委員会後援事業について

以上7件を報告する。

[説明]

(1) 令和3年決算特別委員会について

(部局別審査：11月2日・実地調査：11月11日・総括質疑：11月16日)

部局別審査では、主な質問として、中村委員から児童生徒や親への支援について、選択登校制について、徳永委員からは、西小倉小中一貫校について黄檗学園と違い学校統合があるが問題はないのか、運動場と体育館の開放団体の声は反映されるのか、幼稚園の3年保育はいつまで試行するのか、体育館のエアコン設置、学校の生理用品の設置について、角谷委員から、電子図書館の費用対効果、冊数の目標、各学校の教室の無線環境について、コミュニティ・スクールの目標や取組について、鳥居委員から総合的な学習の時間の内容は学校で決めているのか、教育内容に差が出て良いのか、タブレット端末の情報リテラシーの課題、不登校への支援について、Pepperの活用状況について、コミュニティスクールのコーディネーターについて、公民館の再編の進捗状況について、池田委員からは、給食の用地確保の状況、Pepperに対する教員

の評判について、通学路に関する要望について、真田委員からは、事務事業評価について、保幼小連携について、小中一貫教育の成果について、小小連携の必要性について、保護者から夕方学校への電話がつかないという問合せについて、山崎恭一委員から、黄檗学園の課題はあるのか、新型コロナウイルス感染対策についての今後の方向性について、タブレット端末を更新していくときの国等からの財政支援について、秋月委員からは、いじめ問題の現状について、山崎匡委員からは就学援助について、図書館の図書廃棄数、書架の数について、小中一貫校について等があった。

実地調査は、西大久保小学校でタブレット端末を利用した授業風景を確認された。

総括質疑では、うじ未来の角谷委員から、ICT機器に慣れ親しんでいる段階だが今後の見通しはどうか、コミュニティスクールについて、真田委員からは、様々な教育の課題があるが、第2次宇治市教育振興基本計画にどのように反映し取り組んでいくのか、共産党議員団の山崎匡委員から入札の関係で、令和2年度に緊急課長委任案件により随契で発注しているが、大半が学校関係のものであり、本当に必要性があったのか、中学校給食について、親子方式に転換する必要があるのではないか、公明党議員団の池田委員から、3人目以降の学校給食費の全額補助はできないのか、自民党議員団の中村委員からは、就学援助について、日本維新・京都宇治党の秋月委員からは、いじめの対応について、無党派の佐々木委員からコミュニティスクールについて等があった。

(2) 令和4年度教職員人事異動方針及び実施要綱について

令和4年度教職員人事異動方針及び実施要綱について、令和3年11月16日付で京都府教育委員会より、令和4年度の教職員人事異動方針及び実施要綱が出された。方針については、「第2期京都府教育振興プラン」及び文部科学省中央教育審議会答申の内容を踏まえ、前文の記載が改正され、ICTの活用部分について、一部文言の変更があった。次ページの実施要綱については、(オ)の欄が、定年年齢の引上げを見据えた人事配置に努める旨の明記となり、(ク)の欄が、小学校における教科担任制の推進を踏まえた小・中学校間の交流に努める旨の明記となった。各学校長には、11月26日に校長会議を開催し説明する予定である。なお、人事関係の今後の日程については、3月17日内示、4月1日辞令交付の予定である。

(3) 第2次宇治市教育振興基本計画（初案）について

第2次宇治市教育振興基本計画（初案）を作成し、パブリックコメントにより市民の方の意見を募集している。

まず目次について、計画の基本事項、教育ビジョン、学び・教育プラン、計画の推進という構成になっている。本計画は「教育振興基本計画」の基本的な考え方を継承し、「宇治市第6次総合計画」で示している教育分野におけるまちづくりの方向をはじめ、国の「第3期教育振興基本計画」及び京都府の「第2期京都府教育振興プラン」の考え方も踏まえ、少子高齢化の進行による人口減少、新型コロナウイルス感染症対策や社会環境の変化など、時代の潮流を見据えながら、これまで推進してきた「宇治市小中一貫

教育と学校規模等適正化の方向～NEXUSプラン～」の考えも盛り込みつつ、これからの時代にふさわしい本市の教育施策の指針となる「第2次宇治市教育振興基本計画」を策定するものである。

計画の位置付けとして、本計画は教育基本法第17条第2項に基づき市町村が定めるよう努めることとされている「市町村教育振興基本計画」にあたる。

本計画は市政の最上位計画である「宇治市第6次総合計画」の教育分野計画に位置付けられ、教育委員会・学校・行政組織が取り組む教育指針であるとともに、市民、地域（団体）、関係機関、企業など多様な主体が幅広く教育に関わることを促す羅針盤の役割を果たすものである。

本計画策定にあたっては、国の「第3期教育振興基本計画」、「第2期京都府教育振興プラン」、教育に関連する諸制度及び本市の関連施策・事業との整合を図っており、さらに、2015（平成27）年国連サミットで採択された、2030（令和12）年を期限とする国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を取り入れている。

計画期間は12年間（2022（令和4）年度～2033（令和15）年度）で期間中の見直しを行う予定である。また本市を取り巻く教育の状況をまとめている。

本計画の教育理念として、「家庭・学校・地域でささえる宇治のひとづくり・まちづくり」、目指す人間像として、「「ふるさと宇治」を愛し、グローバルな視点に立ち、社会の変化を前向きにとらえ、主体的に考え行動し、よりよい人生と「あすの宇治」を創り出せる人」、計画推進の視点として、well-beingを中心に「子育て」「創造」「挑戦」「共生」「循環」、取り組む施策として「1 自律的かつ協働的な学びの創造」「2 多様性を尊重し包容力ある人間性の涵養」「3 しなやかで健やかな身体（からだ）の育成」「4 学びを促す学校内外の環境整備」「5 家庭・学校・地域の連携・協働促進」「6 市民が学び合う生涯学習社会の進展」「7 歴史と文化の継承・活用」を掲げている。第3章では、それぞれの施策の現状・課題と推進施策と主な取組を挙げている。目標値・指標値については現在策定中である。

資料2について、意見の提出先は、市民の投書箱や市ホームページで、募集期間は令和3年11月25日から令和3年12月24日までである。

今後のスケジュールは令和4年2月から3月の教育委員会会議でパブリックコメント結果及び最終案の報告となっている。

[委員] 前回の会議でICT機器の活用に関して、情報モラルの啓発等の取組が必要という指摘をしたが、計画のどの部分に記載されているか。

[事務局] P21 多様なニーズに応じた教育の充実の⑤、P29 安全教育の充実④、P29 健康教育の充実の③、P36 適切な情報発信の推進の①と②で記載している。

[委員] 本計画は期間中の見直しは必要かと思うが、12年先を見越した計画になっていると思う。良いものになればと期待している。SDGs のことも絡めながら書かれているので、これから意見募集も行われるが、目標値・指標値はいつまで検討中になるのか。

[事務局] 最終案の時にはお示しできると考えている。総合計画や予算の状況を鑑みて決めていく。

[委員] 意見募集の資料に目標値・指標値は入らないのか。

[事務局] 意見募集の段階では入らない。京都府の計画も目標値等が入っていない状態で意見募集が行われた。宇治市でも同じような形で実施する予定である。

[委員] SDGs について、P46 にジェンダー平等について、性の多様性はあちこちに出てくるが、男女共同参画については、本計画には出てこないのか。

[事務局] 現時点の計画ではキーワードとしては盛り込んでいない。宇治市全体としては、あさぎりプラン等で男女共同参画社会の実現に向けて計画している。

(4) 宇治市子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）（初案）について

初案について、子ども読書活動の推進に関する法律に基づいて策定している。今年度末で第二次推進計画が満了することに伴って、引き続き推進していく必要があることから第三次推進計画を策定するものである。

家庭における子どもの読書活動の成果と課題として、3か月児検診時に絵本を配布したり、中央図書館や読み聞かせサークルとの連携により絵本の読み聞かせを実施、1歳8か月児検診時にはふれあいフロアに保育士おすすめ絵本ブースを設置する等を実施することにより、親子のふれあいや楽しい子育てのきっかけづくりとなる支援ができた。さらに、年齢に応じた絵本の紹介を実施することができた。

すべての子どもが自ら進んで読書に親しみ生涯にわたる読書習慣を身に付けるという考え方のもと、すべての子どもが、読書を通じて「ことばの力」を高め、豊かな感性や表現力を培い、生涯にわたる読書習慣形成の素地を身に付けることができるよう、本計画を策定する。まず、あらゆる機会と場所において、読書に親しみ、自主的に読書活動を行うことができるように、家庭、学校、地域において、基盤となる環境の整備を図る。基本的方針として①子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実②家庭・学校・地域等の連携・協力による取組の推進③子どもの読書活動への理解と関心の普及・啓発を掲げ取組を進めていく。

本計画は市政の最上位計画である「宇治市第6次総合計画」で示している教育分野におけるまちづくりの方向を踏まえ、教育部門の上位計画にあたる「教育振興基本計画」やその他の関連計画とも整合を図り、市民との協働により推進する。また本計画は令和4年（2022年）度から令和15年（2033年）度までの12年間を計画の対象期間とする。

施策体系については、家庭・学校・地域のそれぞれの施策についてまとめている。

家庭における取組として、保護者や子どものお気に入りになった「わたしのおすすめ本」を広く募集し、市のホームページやSNS等を活用して発信するなど、家庭での読み聞かせが充実したものとなるよう工夫を図る。これらの取組を通して、家庭において子どもが保護者と一緒に読書に親しむ機会の創出や、読書環境の整備を促進する。

学校等における取組として、子どもの発達過程に応じた取組の実施と保護者との情報交換や読書に関する相談等や学校図書館機能の利活用、アニメーション、ブックトーク、

ビブリオバトルといった発達段階に応じた効果的な読書活動と、ブックウォークなどの全校的な読書活動、それぞれの読書指導の拠点としての活用が進むよう、読書活動推進計画の見直し・改善や、教職員の研修内容充実、学校司書との連携強化を図る。

地域における取組として、子どもが読書に親しむための機会の提供をするために、中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館の各館で子どもが図書館に親しみ、本と出合うための取り組みや年齢に応じたイベントを実施する。

また、子どもの読書活動への理解の啓発・広報が必要であるため、年齢やテーマに応じたブックリストの作成等を行い、各施策の推進を図る。

教育振興基本計画と同様に、パブリックコメントを実施する。募集期間は令和3年1月25日から12月24日までで、配架先は市民の声投書箱が設置されている施設である。今後のスケジュールとしては、パブリックコメント実施後、教育委員会会議、文教福祉常任委員会で最終案の報告を行う。

[委員] 事前調査で親が本を読まない家庭は子どもも本を読まないという調査結果はあるのか。

[事務局] P68からP69に読書状況の調査の記載があるとおり、保護者がどのくらい読書しているかによって、子どもの読書環境が影響されるので、子どもだけでなく保護者の読書活動を推進する取組も実施していく。

[委員] 保護者とその子どもがそれぞれ月に何時間くらい本を読んでいるというようなデータはあるか。

[事務局] 保護者の読書時間の長さや子どもの読書状況の関連というのは、今回のアンケートでは取っていない。

[委員] 幼児期や低学年の時に本を読むことは大切である。若い層に本を読むことの大切さを伝えてほしい。保護者と子の読書時間の相関をアンケート結果で示すことで、本を読もうとする家庭が増え、学力向上にもつながる。学校だけでなく家庭で絵本等に慣れ親しむことで本が身近なものになる。

[委員] 教育振興基本計画は和暦と西暦書きが併記されているが、本計画は和暦のみになっている。教育の3計画で書き方を統一すべきである。

(5) 第2次宇治市図書館事業計画（初案）について

平成30年3月に策定した「宇治市図書館事業計画」が、令和3年度末で計画期間が満了するにあたり、「第2次宇治市図書館事業計画（初案）」を取りまとめた。この初案について、市民意見を募集することとしたので、ご報告する。

本計画の宇治市図書館基本的運営方針として5点方針をあげている。この方針のもとで図書館職員によるワーキンググループで検討を重ね、生涯学習審議会等においてご意見を頂戴しながら検討を進めてきた。初案を作成するにあって、図書館をとりまく環境の変化などを踏まえて、5つの見直しのポイントをあげている。1点目が「非来館型サービスの充実」である。本市図書館は、従来から来館と滞在を前提としていたこと

から、昨年度からの臨時休館の際、十分な図書館サービスを提供することが出来なかった。そのためオンラインサービスや非来館型サービスの充実を図ることとしている。2点目が、「図書館のICT化」である。スマートフォン等の情報通信機器の急速な普及により、紙媒体だけではなくデジタル媒体を活用した知識や情報の収集や活用が必要となっている。こうした状況を踏まえて、ICT環境の整備と情報格差を解消する取組みを進めることとしている。3点目が、「安心・安全な図書館づくり」である。ウィズコロナ・ポストコロナ社会を見据え、感染症に配慮した安心して利用できる環境整備と、非常時においても、継続して提供できる図書館サービスの充実を図ることとしている。4点目が、「障害者サービスの充実」である。障害者差別解消法や読書バリアフリー法の施行により、視覚障害者だけではなく様々な障害のある人へのサービスの充実を図ることとしている。5点目が、「図書館利用の促進」である。地理的、時間的な制約により来館したくても出来ない人や、図書館や読書を好まない人などの、図書館を利用していない人に対する取組を進めることとしている。こうした方向性と、本市図書館のもつ地域性や図書館の特性などを踏まえて、現在の事業計画と同様に短期的な目標と施策を取りまとめた。以下「計画の位置付け」として、図書館法第7条の2に規定された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」における事業計画にあたり、また、市政の最上位計画である「宇治市第6次総合計画」や教育部門の上位計画である「第2次宇治市教育振興基本計画」における、生涯学習分野の部門別計画として位置づけられる。計画期間は、令和4年度から7年度の4年間を予定している。本計画の策定にあたっては、総合計画、教育振興基本計画の他、関連する計画である子どもの読書推進計画等との整合を図る。

次にP5からP8は現在の「宇治市図書館事業計画」で取り組んだ内容と課題である。項目は5つの基本的運営方針ごとに記載している。まず、1 読む楽しさ、学ぶ喜びを創出する図書館については、各年代のニーズに応じた資料の充実や、読書に親しむためのイベントを実施したほか、電子図書館サービスを開始したことにより、外国語の電子書籍を揃えることができた。課題としては、図書館を利用しにくい青少年や社会人への働きかけや、蔵書収蔵スペースが限られているため、蔵書数を大きく増やすことができないこと等があった。次に、P6の2 情報の拠点として地域を支える図書館については、所蔵している資料を活用したレファレンスサービスを実施しているほか、庁内各課と連携した各種講座や行政支援サービス等を実施した。課題としては、図書館内のインターネット環境が十分ではないこと等があった。次にP7の3 地域文化を未来につなぐ図書館については、地域・行政資料の収集を行っているほか、源氏物語コーナーや宇治コーナーを設置している。課題としては、資料を長期的に保存するための環境整備や、地域資料をわかりやすく配架することが課題である。次に、4 誰もが利用しやすい図書館については、予約図書配本サービスや、館外返却ポストの設置、障害のある人を対象とした郵送サービスなどを実施したほか、電話での貸出延長手続きや、予約数上限の変更などを行った。課題としては、来館者数が減少傾向にあること、図書館利用者も市民の約1割に過ぎず、特に若年層の利用が低いこと。また様々な理由により来館すること

が困難な人へのサービスなどの充実などがある。次に、5人とともに成長する図書館については、第1次計画に基づく施策を実施し、各種研修により資質向上を図り、3館におけるサービスの平準化等に努めた。今後は、専門性の高い業務の確実な引継ぎが課題となっている。

続いてP9、P10は施策体系図について、第1次計画からの主な変更点としては、基本方針2の基本施策2として「ICT化の推進」を追加し、電子図書館サービスやICT環境の整備を新たに施策内容に設けている。また、基本方針4の、基本施策1「図書館の利便性向上」の施策の内容において「各種手続きのオンライン化等によるサービスの拡充」と「アウトリーチサービスの拡充」に変更している。さらに、基本方針4の基本施策2を、「ハンディキャップサービスの充実」から、「要配慮者へのサービス充実」とし、施策の内容を「様々な利用者に配慮した資料の充実」と、「様々な利用者に配慮したサービスの充実、周知」へと変更した。

次に、P11以降は、7基本施策と具体的な取組を記載している。まず、1読む楽しさ、学ぶ喜びを創出する図書館については、引き続き全ライフステージに応じた読書活動の支援を実施する。また、家庭で幼少期から読書習慣を身につけるきっかけとなる「家読」の取組や、図書館を利用する機会の少ない青少年を対象とした取組、社会人のリカレント教育を支援する資料の充実等に努めることとする。さらに、ニーズに応じた資料の収集と蔵書の充実を図るため、スペースの確保とともに適切な蔵書管理を行い、蔵書更新率の向上を図ることとしている。

次に、P14の2情報の拠点として地域を支える図書館については、高度に情報化された社会に対応できるレファレンスサービスを行うため、デジタルレファレンスツールの導入や、職員研修によりレファレンス技術の向上を図る。また、紙媒体とデジタル媒体を組み合わせることで利用できるハイブリッド図書館を目指し、図書館のICT環境の整備を進めるとともに、情報格差の解消を支援する取組を進める。P15の3地域文化を未来につなぐ図書館では、歴史・文化など地域にとって価値のある資料や行政資料の適切な収集と保存を進めるとともに、わかりやすい配架等により収集した資料の活用促進に努める。4誰もが利用しやすい図書館については、市民ニーズ調査等により、市民の約9割が図書館を利用していないことが明らかになった。このうち、時間的な理由などで図書館を利用したくても利用できない人が多いため、各種手続きのオンライン化の充実やアウトリーチサービスの拡充により利便性の向上を図る。また、あらゆる媒体を活用した情報発信とポストコロナ・ウィズコロナに対応した図書館運営に努める。また、障害者差別解消法や障害者読書バリアフリー法の施行を踏まえ、さまざまな障害のある人を対象としたサービスの充実を図る。P19の5人とともに成長する図書館については、研修参加により図書館職員の資質向上に努め、第2次計画の取組を推進することとする。P22以降は、初案の検討のために実施した利用者アンケートと市民ニーズ調査結果の概要を記載している。利用者アンケートは、充実してほしい環境・設備として「無料Wi-Fiが使える場所」、「CD・DVD・カセットなどを視聴できる環境」、「インターネットが利用できる環境」といったICT環境の整備にかかる要望が51.7%となり、

また、館内の利用しやすさに対する満足度が 53.2%といった結果である。また、市民ニーズ調査では、よく利用する人は 9.8%であり、図書館を利用しない人の理由は、「家から遠い」、「交通が不便」など何らかの理由で図書館を利用できない人が、利用しない人の 60.3%を占めている。また、利用者アンケートと同様に ICT 環境へのニーズが大きい結果となっている。

続いて、資料 2 について、意見募集の提出先については、図書館への持参、郵送、メールの他、市民の声投書箱や市のホームページへの入力等による受け付けを実施する。

募集期間については、令和 3 年 11 月 25 日から 12 月 24 日までを予定している。また、周知方法としては、市政だより、市のホームページ等に掲載する。

今後のスケジュールについては、パブリックコメント実施後、令和 4 年 2 月から 3 月に、教育委員会会議及び文教福祉常任委員会において、パブリックコメント結果及び最終案の報告を行い、令和 4 年 3 月中の策定を予定している。

[委員] 利用数を増やすことが大切だと思うが、話題提供できるような施策はあるか。例えば福井県立図書館では、レファレンスサービスについての本を出版しており、その本の評判が良く、来館者数が増えたということがある。宇治の図書館はこういうところという発信ができればよいのではないか。

[事務局] レファレンスに関する関心をもってもらえるような情報発信の取組を行い、適切なレファレンスを行えるような職員の指導等の取組を行っていきたいと思う。

(6) 「要望書」等について

宇治市立御蔵山小学校 6 年生保護者有志一同から宇治市立小学校における学校行事等の公平な機会の確保について（要望）が出ている。

(7) 宇治市教育委員会後援事業について

合同会社エドモンド主催のエドモンドプログラミングスクールプログラミング無料体験会他 6 件について後援した。

○日程第 4 議案第 17 号 令和 3 年度宇治市教育委員会の所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を作成するについて

[説明] 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、平成 20 年 4 月 1 日から、全ての教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられており、このたび最終的な報告書としてまとめるにあたり、本委員会に諮るものである。

本報告書は、「点検評価の趣旨と対象及び方法」と、令和 2 年度の「教育委員会の活動状況」、「教育委員会の所管する事務事業の管理・執行の状況」

の構成で作成している。まず、P3からP8の「教育委員会の活動状況」である。教育委員会会議の開催状況、処理議案及び報告案件、教育委員の研修・各種行事等への出席など教育委員会の活動状況について記載している。次に、「教育委員会の所管する事務事業の管理・執行の状況」については、P9からP58である。P10・P11に「宇治市教育振興基本計画」の施策体系を示し、P12からP16に、「宇治市教育振興基本計画」14施策の目標値・指標値の進捗状況一覧をまとめている。目標値・指標値の実績値だけの点検ではなく、目標値に対する進捗状況を自己評価することで、施策の進捗管理に努めた。続いてP17からは、令和2年度に実施した事業のうち、主要な81事務事業についての個別票となっており、事業の取組状況や成果について取りまとめ、点検を踏まえ、今後の課題、方向性を検証している。なお、本報告書をまとめるにあたっては、教育に関する学識経験者として、京都教育大学大学院連合教職実践研究科の笠沙知章教授、同大学教育学部の榊原禎宏教授の二人から、「本報告書（素案）」や、「宇治市の教育」などの関連資料を踏まえ、教育委員会活動、及び主な81事業について、宇治市教育振興基本計画に基づき、課題整理や事業展開の方向性などについて、ご意見・助言等をいただき、「意見書」を、P59からP68に付けている。

なお、本議案は本日議決いただいたのち、宇治市議会に報告書を提出し、市民の皆様へは市のホームページに掲載し公表する。

- [質 疑] なし
[討 論] なし
[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○日程第5 議案第18号 令和3年12月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

教育長より、本件は宇治市議会提出前の案件であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

- [説 明] 令和3年12月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、宇治市長から11月16日付けで意見を聴取されているもので、教育委員会としては、この内容に異議がないとするものである。

議案は「宇治市総合野外活動センターの管理に係る指定管理者を指定するについて」である。「宇治市総合野外活動センター」はこれまでより施設の管理運営について指定管理者制度を導入しているが、今回、令和4年3月3

1日で5年間の指定期間が満了することに伴い、改めて指定を行うものである。なお、宇治市総合野外活動センターの指定管理者については、これまで非公募によりを選定してきたが、平成31年3月に策定された宇治市の「指定管理者制度に関する指針」による指定管理者の選定に係る公募の原則に基づき、公募により今回の指定管理者を選定することとなった。今般、公募を実施した結果、現指定管理者である「公益財団法人宇治市野外活動センター」を令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間の指定管理者として指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○閉会宣言 教育長が11月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 (午後7時)